

8月1日から

介護保険施設での食費と高額介護サービス費の負担限度額が変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供し、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定以上の収入のある方に対して、以下の表のとおり、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

【介護施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度の変更内容】

①補足給付の預貯金要件の見直し

	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)
年金収入等80万円以下 (第2段階)	単身1,000万円 夫婦2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超 (第3段階②)		単身500万円、夫婦1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額

②食費の負担限度額の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)
年金収入等80万円以下 (第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※食事の提供に要する平均的な費用の額は1,392円（日額）から1,445円（日額）に変わります。

※居住費の負担限度額は、変更ありません。

【毎月の負担上限額（高額介護サービス費）の変更】

介護サービス利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合の毎月の負担上限額が変更になります。

所得段階	所得区分	上限額
第4段階 (市町村民税課税世帯)	①所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
	②所得380万円（年収約770万円）以上 所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
	③所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）

■問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎72-6910

▼申込み・問合せ
 ○町地域包括支援センター（ゆめプラザ・那須内）☎①1138
 ○保健福祉課地域支援係 ☎②6910

※地域包括支援センターで心身状況や生活状況を聞き取り、対象となるかを確認します。対象となった場合はケアプランを作成し、支援を行います。

▼対象 要支援1または2の認定を受けている方、生活機能の低下が認められる方

▼内容 体の状態に合わせて、体の動かし方やストレッチ、体操を身につけます。また、認知症予防の脳トレーニングも行います。

町では、集中的な支援で地域での社会活動への参加や本人が望む生活を送ることを目指して、生活機能の低下が認められる65歳以上の高齢者を対象に、保健・医療の専門職による3〜4カ月間の短期集中トレーニングを実施しています。参加を希望する方はぜひご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業
 「心身力アップ教室」
 「短期集中ステップ
 アップ倶楽部」の
 ご案内